

第 1 7 7 回八王子市都市計画審議会議事録

〔諮問第 2 ～ 4 号〕

開催日 令和 3 年 1 1 月 8 日

八王子市都市計画審議会事務局

会 議 名	第 1 7 7 回八王子市都市計画審議会			
開 催 日 時	令和 3 年 1 1 月 8 日 (月曜日) 午後 2 時～午後 2 時 3 6 分			
開 催 場 所	八王子市役所 議会棟 4 階 全員協議会室			
出 席 委 員	会 長 村 尾 公 一 君		会 長 職 務 代 理 大 矢 恵 一 君	
	1 番 原 崎 義 之 君	2 番 安 藤 修 三 君	3 番 赤 坂 浩 史 君	4 番 川 村 奈 緒 美 君
	5 番 市 古 太 郎 君	6 番 馬 場 貴 大 君	7 番 安 藤 謙 治 君	8 番 西 本 和 也 君
	9 番 浜 中 賢 司 君	1 0 番 星 卓 志 君	1 2 番 藤 原 靖 浩 君	1 3 番 菱 山 史 郎 君
	1 5 番 望 月 翔 平 君	1 6 番 毛 利 郁 史 君	1 8 番 鴨 志 田 恵 美 君	
欠 席 委 員	1 1 番 星 野 直 美 君			
市 出 席 職 員	副市長	駒 沢 広 行	土 地 利 用 計 画 課 長	倉 田 貴 文
	総 合 経 営 部 長	古 川 由 美 子	都 市 計 画 課 長	田 口 貴 之
	産 業 振 興 部 長	瀬 尾 和 子	交 通 企 画 課 長	中 里 和 徳
	環 境 部 長	三 宅 能 彦	農 林 課 長	須 藤 文 夫
	都 市 計 画 部 長	守 屋 清 志	都 市 整 備 課 長	清 水 秀 樹
	ま ち な み 整 備 部 長	竹 内 勝 弘	路 政 課 長	水 上 太 一
	拠 点 整 備 部 都 市 整 備 担 当 部 長	高 橋 徹 雄	計 画 課 長	橋 本 盛 重
	道 路 交 通 部 長	長 谷 川 仁	建 設 課 長	山 崎 泰 弘
事 務 局	都 市 総 務 課 長	久 田 伸 之	都 市 総 務 課 主 任	丹 羽 裕 子
	都 市 総 務 課 課 長 補 佐	土 屋 輝 純	都 市 総 務 課 主 任	青 木 恵 次 郎
	都 市 総 務 課 主 査	三 井 直 義		
議 題	諮 問 第 2 号 八 王 子 都 市 計 画 生 産 緑 地 地 区 の 変 更 に つ い て			
	諮 問 第 3 号 特 定 生 産 緑 地 の 指 定 に つ い て			
	諮 問 第 4 号 八 王 子 都 市 計 画 道 路 の 変 更 に つ い て			
傍 聴 人	1 人			

<p>配付資料</p>	<p>[事前配付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 2 号関連 諮問文及び資料 ・ 諮問第 3 号関連 諮問文及び資料 ・ 諮問第 4 号関連 諮問文及び資料 ・ 諮問第 2 号関連 事前質疑 ・ 諮問第 3 号関連 事前質疑 ・ 諮問第 4 号関連 事前質疑 <p>[机上配付資料]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 7 7 回八王子市都市計画審議会 次第 ・ 審議会委員名簿 ・ 審議会幹事名簿 ・ 参考資料
<p>事前質疑</p>	<p>[実施目的]</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催時間を最小限にするための事前質疑を行い、本会は表決を中心とした進行としました。</p> <p>[受付期間]</p> <p>令和 3 年 1 0 月 1 3 日（水）から 1 0 月 2 5 日（月）まで</p> <p>[実施方法]</p> <p>質疑記載用の連絡票により、郵送、電子メールまたはファックスにて受領</p> <p>[質疑概要]</p> <p>諮問第 2 号 1 名の委員より、質疑等 1 号（3 頁に掲載）</p> <p>諮問第 4 号 2 名の委員より、質疑等 1 ～ 4 号（4 ～ 5 頁に掲載）</p> <p>[その他]</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 事前質疑の内容は、委員の皆様には本会開催前に共有していただきました。 （2） 各案件に関する表決は、本会当日、会の中で行い、事前質疑による本会への出席及び表決は行えないこととしました。 （3） 事前質疑は本会当日における各委員の発言を妨げるものではなく、会の中で新たな質疑等が生じた場合等は、ご発言いただくこととしました。
<p>当日議事録</p>	<p>6 ～ 1 5 頁に掲載</p>

■ 諮問第 2 号（八王子都市計画生産緑地地区の変更について）に関する事前質疑

	質疑等	回答
1	<p>議席番号 5 番 市古 太郎 委員</p> <p>原案に異論はございませんが、諮問第 3 号にも共通し、生産緑地地区の変更を理解するにあたり、農地の実態（とりわけ営農実態）が、地形図ではわかりません。今後、最新の航空地図等を背景とした図面資料作成を、合理的かつ公正な変更決定にあたり、希望させていただきたいと思えます。</p>	<p>（委員より、回答不要の旨申し添えあり）</p>

■ 諮問第4号（八王子都市計画道路の変更について）に関する事前質疑

	質疑等	回答
1	<p>議席番号5番 市古 太郎 委員</p> <p>図面資料を拝見し、未整備区間6.5kmの多くは、道路用地として確保されていない土地が大半である印象を持ちました。事業完了まで多くの時間を要するのように感じます。そこで、都施行事業ではありますが、現時点における用地交渉の進捗状況について、教えてください。</p>	<p>都市整備課長 清水 秀樹</p> <p>未整備区間の約6.5kmにつきましては、現時点では都市計画決定されている段階であり、事業に着手していないため、用地交渉には入っておりません。</p> <p>東京都からは、今回の都市計画変更の告示後、一定の区間ごとに測量を行い、都市計画変更の告示から概ね2年後に事業認可を取得（事業着手）し、用地交渉に入っていくと聞いております。</p>
2	<p>議席番号5番 市古 太郎 委員</p> <p>ご回答ありがとうございます。関連で確認ですが、当該道路事業の計画区域内の土地利用・建築規制の有無について、有りの場合はその内容・経緯について、ご教示ください。</p>	<p>都市整備課長 清水 秀樹</p> <p>計画区域内の土地には、都市計画法第53条、第54条に基づき建築の制限がかかり、木造、鉄骨造などの構造で、階数は2階まで（地下は不可）とされております。</p> <p>ただし、本市においては平成15年より制限の緩和を実施しており、2階までとされているものを3階まで可としております。</p>
3	<p>議席番号16番 毛利 郁史 委員</p> <p>本計画の変更は、「本路線周辺の環境が変化によるもの」と記載されておりますが、平成10年当時と比べ、何がどのように変化したのでしょうか。</p>	<p>都市整備課長 清水 秀樹</p> <p>平成10年当時からの変化としては、川口地区の開発計画がリサーチパーク計画から物流拠点計画に変更されたことや、「都道における道路構造の技術的基準に関する条例」が定められ、車線数に関する基準が一部変更されたことなどが挙げられます。</p>
4	<p>議席番号16番 毛利 郁史 委員</p> <p>変更の際し、道路幅員の減少に伴い、道路端での道路交通騒音レベルが上昇する可能性が考えられますが、変更後の道路端での騒音レベルについて以下のケース毎にお教えください。</p> <p>①車道部が4車線から2車線に変更されたことによる通過交通量の変化による騒音レベルの変化の程度</p> <p>②道路付近が縮小された代表的な断面（資料P16～25に示された断面毎）</p> <p>③断面C-C（資料P21）の南側道路端での</p>	<p>都市整備課長 清水 秀樹</p> <p>事業者である東京都からは、4車線から2車線に変更されることにより、東京都環境影響評価条例の対象事業でなくなるため、同条例に基づく環境影響評価は行わないと聞いております。このため、都市計画変更に伴って道路端での騒音レベルを評価する予定はないとのことですが、今後の事業化に当たっては環境に十分配慮していくとのことです。</p> <p>なお、道路幅員の減少による道路端での騒音についてですが、歩道が広がり停車帯</p>

	騒音レベル	もできることにより、車道から道路端までの距離が長くなるため、騒音レベルは減少する可能性が高いと考えております。
--	-------	---

■第177回八王子市都市計画審議会 当日議事録

[午後2時開会]

◎会長【村尾公一君】 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、会議を開かせていただきます。本日は、御多用の中、お運びいただき誠にありがとうございます。

本日の審議会には、議席番号11番星野直美委員、幹事の石黒みどり福祉部長から、事前に欠席の届けが出ております。なお、議席番号18番の鴨志田委員がまだ到着していませんが、定刻ですので、会議を始めさせていただきます。

委員定数18名のうち、半数以上の委員が出席されておりますので、これから第177回八王子市都市計画審議会を開かせていただきます。

久田課長。

◎【事務局】 初めに、審議会の委員に変更がありましたので、新しく就任されました委員を御紹介いたします。御手元の名簿に従い、お名前を読み上げますので、恐れ入りますが、その場でお立ち願いたいと存じます。

まずは、警察署の人事異動に伴いまして、10月20日付で委員に就任されました、議席番号12番、八王子警察署長、藤原靖浩委員でございます。

◎第12番【藤原靖浩君】 藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎【事務局】 続きまして、市議会から選出され、6月8日付で委員に就任されました6名の委員を御紹介いたします。

議席番号2番安藤修三委員でございます。

◎第2番【安藤修三君】 安藤修三です。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 議席番号4番、川村奈緒美委員でございます。

◎第4番【川村奈緒美君】 川村奈緒美でございます。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 議席番号6番、馬場貴大委員でございます。

◎第6番【馬場貴大君】 馬場貴大でございます。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 議席番号8番、西本和也委員でございます。

◎第8番【西本和也君】 西本和也でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎【事務局】 議席番号9番、浜中賢司委員でございます。

◎第9番【浜中賢司君】 浜中賢司でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎【事務局】 議席番号15番、望月翔平委員でございます。

◎第15番【望月翔平君】 望月翔平です。よろしくお願いいたします。

◎【事務局】 以上の7名でございます。

なお、本日は、感染再拡大防止のため、窓を開けて換気を行い、間隔を空けた座席配置としております。また、開催時間を短くするため、事前質疑に御協力いただき、ありがとうございます。

ました。

以上でございます。

- ◎会長【村尾公一君】 それでは、本日の審議に当たり、配付資料について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局配付資料説明〕

- ◎会長【村尾公一君】 それでは、次第に従いまして進行いたします。

議事録の署名委員を指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名してまいります。本日の署名委員は、第13番菱山史郎委員と第15番望月翔平委員をお願いいたします。

なお、作成した議事録はホームページ及び図書館等で公開しますので、御承知おきください。

- ◎会長【村尾公一君】 それでは、これより議題に入ります。

本日審議会に諮問されております案件は、諮問第2号から第4号までの3件でございます。審議に当たり、進行について事務局から説明願います。

- ◎【事務局】 それでは、説明いたします。進行につきましては、案件説明は事前に配付した説明資料によることとし、案件朗読に続いて御審議をいただき、その後、採決となりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、御審議の内容に応じ、会場前方のスクリーンに資料を投影するため、照明を一部落とす場合がございますので、あらかじめ御承知おきください。また、議事録ですが、本日の御発言とともに、事前の質疑応答につきましても記載させていただきます。

以上でございます。

- ◎会長【村尾公一君】 ただいま事務局から説明があったとおり、審議を進めたいと思います。それでは、諮問第2号を議題といたします。事務局から案件を朗読させます。

〔事務局案件朗読〕

- ◎会長【村尾公一君】 それでは、審議を始めます。

本案件につきましては事前質疑を行い、資料が配付されておりますが、新たな質疑等がございましたら、御発言いただきたいと思います。御発言の際のお願いでございますが、録音をする関係もありますので、発言のある方は、まず挙手をしていただき、私がお名前をお呼びいたしましたら、御起立の上、マイクに向かって御発言をお願いしたいと思います。

では、委員の御発言を求めます。赤坂委員。

- ◎第3番【赤坂浩史君】 都市計画生産緑地地区の変更についてということで、基本的な点も含めまして3点、教えていただければと思います。

1つは、地区の一部を削除ということがありますが、理由としては、営農困難ということがほとんどであろうかなと思っております。営農困難ということであれば、なぜ一部の削

除だけで済むのか、すみません、ちょっと専門的な部分が勉強不足なので、この場で教えていただければと思います。

2点目なのですが、903番という小比企町にある生産緑地が削除になりまして、これは公共の利用のため緑地となっております。私も非常に近くに住んでいるので、この場所はよく通るのですが、恐らく、土地利用として果樹がある土地で、緑地ということになるのであればこれはこれで大変喜ばしいというふうに市民としては思っております。これは公共ということで、市の管理になるのか、それとも、また別の公共利用という形の緑地になるのか、見通しを教えてくださいいただければと思います。

3点目なのですが、純粋な追加という意味では、今回、案件が3点挙がっているというふうに読めます。指定要綱第4条の中に4号ありまして、第2号だけで追加指定となっている部分がございます。これは公害防止や災害防止という観点からの指定ということと理解しておりますけれども、例えば、この3つの中で、東中野という地区の中にあるものが何で公害防止あるいは災害防止になるのかということについてはつづきを見ると分かりませんでしたので、教えてくださいいただければと思います。

以上、3点でございます。お願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 田口都市計画課長。

◎都市計画課長【田口貴之君】 3点の御質問をいただきました。まず1点目についてですが、営農困難で地区の一部というのはどういうことかということですが、生産緑地は複数の所有者が集まって、複数の筆が集まって、それを一団として、1地区として定めております。従いまして、その中には所有者が複数おりますので、1地区に対して1人の方が営農困難ということになれば、一部削除という形になります。

2点目ですけれども、903番の小比企町にある緑地ですけれども、こちらは市が管理しております。

3点目ですけれども、第4条の2号「公害又は災害の防止の観点から特に効果が期待できるもの」ということで、これのみの理由で追加をしているということなのですが、生産緑地の機能といたしましては、当然、農地としての農地性というところで判断をいたしますが、それ以外、防災につきましては、災害時の避難所や延焼遮断などの防災機能を持つという点で、こういった理由をつけております。また、公害につきましては、ヒートアイランド現象や地球温暖化防止といった点でこれに当てはまるというところで追加の理由としております。

◎第3番【赤坂浩史君】 どうもありがとうございました。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。安藤委員。

◎第2番【安藤修三君】 今回、生産緑地に約1万9,000平方メートル、これが廃止になって、新たに9,500平方メートルが追加になるということで、総量としては生産緑地の数が近年減ってきているという傾向があるかと思っております。今回もそういった傾向が出ていると思

うのですが、生産緑地になると基本的には30年間指定をされて、都市の緑を保全する機能ですとかヒートアイランド現象も、防災の機能もあると思うのですが、非常に重要な側面を持っている土地だと思っております、市としては、営農をされている方をサポートしながら、継続していただけるように働きかけというか、サポートをしていかなければならないのではないかと考えております。

今回、12件、死亡または故障によって廃止になってしまったところがあるわけですが、高齢化も進んでいると思うので、これは仕方ない側面があると思います。御家族の方や血縁関係がある方で農業を引き継いで行っていただける方が、向こう30年間指定されるわけですから、指定の時点で見通せなかったのか、サポートを含めてできなかったのかという思いがあります。生産緑地を保全していこうという取組の中で、営農されている方へのサポート、ちょっと部署が違うかもしれませんが、そういった考え方はどのように持っているのかお示しいただければと思います。

◎会長【村尾公一君】 須藤農林課長。

◎農林課長【須藤文夫君】 営農サポートですが、今回、故障・死亡が原因ということで、家族の方がサポートできないといったときには、今、都市農地貸借円滑化法により自らが耕作をしなくても農地を維持できるという方策もありますので、そういった制度の周知に努めているところでございます。

◎第2番【安藤修三君】 ありがとうございます。そういった制度の周知ですとか、総合的に営農のサポートをしていっていただきたいと思います。今回追加になる14件に関しても、少なくとも向こう30年、例えば60歳の所有者の方がいらっしゃったら、息子さんや御子息等が農業を引き継いでいかれるといった見通しの上で指定されているという理解でよろしいですか。

◎会長【村尾公一君】 田口都市計画課長。

◎都市計画課長【田口貴之君】 今回申請いただいたのは、あくまで現在の地権者でございます、その先、どこまで相続が続くかというところについては申請の内容とはなっておりませんので、そこまでは把握していないという状況です。

◎第2番【安藤修三君】 基本的に都市計画は長期でやっていくものだと思いますので、だからこそ、こういう30年という指定期間が設けられているわけで、今後は制度にのっとって、こういうふうに指定をされていくのだと思います。その考え方として、せっかく指定をするなら、長く続けてもらえるような体制も含めて、ぜひ行っていっていただきたいという思いで意見をさせていただきます。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎会長【村尾公一君】 ないようですので、ただいまの案件についてお諮りいたします。表決の方法は、審議会運営基準第21の規定により、挙手といたします。

諮問第2号八王子市都市計画生産緑地地区の変更について、原案を適当なものとする方は、挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎会長【村尾公一君】 挙手多数であります。よって、本案件につきましては、原案を適当なものとする答申をすることに決定いたします。

.....
◎会長【村尾公一君】 続きまして、諮問第3号を議題といたします。事務局から案件を朗読させます。

[事務局案件朗読]

◎会長【村尾公一君】 それでは、審議を始めます。委員の御発言を求めます。浜中委員。

◎第9番【浜中賢司君】 今、お話がありましたが、特定生産緑地は30年以上経過しても、まだ農地を守ろうというような趣旨であろうかと思えます。その中で、1点だけ確認させていただきたいのですが、生産緑地は税の優遇措置というものがあります。その中で、平成30年からは、所有者が農業を行う場合以外にも一定の条件を満たせば、農地の貸付けを行った場合も農地として管理を続けているものとして税の優遇措置が取られるということが書かれております。

そこで、やはり生産緑地を守るためにも、今回の指定のうち、どのくらい賃貸といたしますか、農地バンクや様々な方法で貸したところの面積がお分かりになれば、ちょっと教えていただきたいと思えます。

◎会長【村尾公一君】 須藤農林課長。

◎農林課長【須藤文夫君】 今回、特定生産緑地に指定される場所については、持ち合わせの資料がないのですが、都市農地貸借円滑化法が平成30年に制定され、生産緑地内における農地貸借の本市の件数ですが、10件、53筆、面積は約2.9ヘクタールとなっております。

◎第9番【浜中賢司君】 全体からすると、ほんの僅かです。しかし、特定生産緑地のもともとの法の趣旨は、なるべく生産緑地を維持していこうということがあるわけです。平成27年にも都市農業振興基本法によりまして、市街化区域の農地については、今まで国の方針は宅地化すべきものだったという趣旨だったと思えます。それを都市にあるべきもの、あるいは緑地の対策とか都市農業の発展のために守っていかなければならないということに大きく政策転換をしたというふうに私は認識しております。

その中で、今の所有者の縛りだけではなくて、賃貸借もできるようになったというのは非常に画期的だと思うし、それをうまく利用することが特定生産緑地を含めて生産緑地を維持していくということ、農業振興につながると思いますが、今、僅か2、3ヘクタールだけしかない。

農地バンクの制度もありますけれども、なかなか進んでいない。それは本気度が無いと思うのです。農家の方が厳しくて生産緑地を手放すとか、いろいろなことがあるわけです。それを貸せるようになったのですから、今度は借りるほうの手当というか、しっかりと都市農業をやるということのほうにも配慮をしていただいて、特定の生産緑地を継続していかないと、10年という期間がありますが、また次のときにどんどん減ることになってしまうのではと心配をしているわけで、優遇措置など必要な政策があると思います。ぜひこれをうまく利用して、後継者問題や高齢化、あるいは農業の生産性といいますか、簡単に言えば、販売するのになかなか儲からないという構造的な問題を解決するには、制度による整備の仕方や誘導の仕方随分違ってくると思います。今回、この諮問は意見ということなので、私は、生産緑地の確保というのは都市計画上も大変重要だと思いますので、今の賃貸借の制度をもう少し進めていただきたいということで意見を申し上げたいと思います。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言もないようですので、ただいまの案件についてお諮りいたします。表決の方法は、審議会運営基準第21の規定により、挙手といたします。

諮問第3号特定生産緑地の指定について、原案を適当なものと認める方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

◎会長【村尾公一君】 挙手全員であります。よって、本案件につきましては、原案を適当なものと認める答申をすることに決定いたします。

.....
◎会長【村尾公一君】 続きまして、諮問第4号を議題といたします。事務局から案件を朗読させます。

[事務局案件朗読]

◎会長【村尾公一君】 それでは、審議を始めます。委員の御発言を求めます。望月委員。

◎第15番【望月翔平君】 この都市計画道路につきましては、様々、住民の方を含めて意見があると思います。今回、東京都からも計画の変更が示されているわけですがけれども、それも含めて住民説明会がオンラインも含めて行われているとお聞きしていますけれども、市民の方々からどういった意見があったのか、お示しいただきたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 清水都市整備課長。

◎都市整備課長【清水秀樹君】 説明会を行いました中で意見を頂戴したことにつきまして幾つか御紹介したいと思いますが、やはり4車線を2車線にするのはなぜかということ、また、25メートルから22メートルに変更する理由としては何かといったことが主な質問です。

また、道路の構造の変更についての疑問点等の質問が多かったと認識をしているところでご

ざいます。

◎第15番【望月翔平君】 これは当初、計画が示された時点から反対意見もあったかと思えます。特に、この道路建設によって、町会を分断するのではないかということで反対をする、また、幅員の問題でも幅員が広過ぎるといった声もあると伺っていますが、そういった慎重意見というものは現時点でも住民説明会等であったのでしょうか。

◎都市整備課長【清水秀樹君】 そのような意見もあったというふうには認識をしております。

◎第15番【望月翔平君】 市の方でも住民説明会を開いて説明をされていると思いますが、やはり現時点においても地域、一番ここに密着している方々ですから、そういう方々が慎重な意見を持っていらっしゃるというところにおいては、今後も慎重に、丁寧に合意形成を図っていく必要があるのだと思います。今回、東京都にも意見が出されると思いますので、今後も住民説明会を含めて丁寧に住民の意見を集約して、市もしっかりとそこに入って東京都に届けていただきたいと思います。

また、従来案では4車線の道路で幅員が合わせて25メートル、それが22メートルで2車線に変わったわけです。そもそも4車線、25メートル幅員というのが建設できるのかという意見もあって、その点についてももちろん法的な瑕疵がないように計画されているものと思っておりますが、根拠も含めて御説明いただければと思います。

◎会長【村尾公一君】 橋本計画課長。

◎計画課長【橋本盛重君】 25メートルで4車線というところの御質問ですが、車道部については1車線3.25メートル、これが4車線で13メートルになります。それから、中央分離帯が2メートル、路肩が片側0.5メートルで1メートル、これで車道部分が16メートルということになります。

また、歩道部分については、植栽を含め、片側4.5メートルで9メートルになり、合わせて25メートルといった整備計画になってございます。

◎第15番【望月翔平君】 ありがとうございます。法的に問題がないということを前提に考えてはいましたが、4車線から2車線に変更したときの経過として、住民の方も、何でそういうふうになったのかというところの中で出てきた疑問なのだと思います。

いずれにしましても、繰り返しになりますが、反対意見が多くある中で、しっかりと慎重に、そういったところも酌み取って、市もそうですし、東京都に対してもしっかりと意見を届けていただきたいと思います。そういう根強い反対意見がある中で拙速に進めていくということについては、私としては、なかなか賛同しかねる部分ではありますけれども、ぜひよろしく願いたいと思います。

以上です。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。星委員。

◎第10番【星卓志君】 今のこともちょっと関連するのですが、まず、この変更の発意は、

市の方から原案としてつくられたのでしょうか。それとも、都からここは変えたいというお話が最初にあったのでしょうか。

◎会長【村尾公一君】 清水都市整備課長。

◎都市整備課長【清水秀樹君】 今回の変更につきましては、東京都の方から申出といたしますか、提案で変更ということで、今進めているところでございます。

◎第10番【星卓志君】 それは分かりました。

手続的な話なのですが、今回、この審議会に諮問しているのは、案を諮問しているのではなくて、八王子市が回答する回答案を諮問するべきではないかと思えます。同意するなら同意、同意しないなら同意しないという案を諮問するべきではないかと思うのですが、どうでしょうかというのが1点と、それから、この諮問の文書に「都市計画法第77条の2第1項」、つまり市町村審議会を設置する根拠のところに基つきとなっておりますが、それはなぜかというのを説明いただきたいと思えます。

◎会長【村尾公一君】 事務局。

◎【事務局】 今回の諮問に当たりましては、市の設置している附属機関、都市計画審議会にお諮りをして、こちらの変更の計画案について御確認いただくということを趣旨としております。それを踏まえて、市で意見を取りまとめた中で、都にお返しをするという手続の中でお聴きしているものでございます。

都市計画法の規定につきましては、今回、こういった形で諮問するに当たって、都市計画に関する事項について調査審議いただくという趣旨に基づき、第77条の2第1項に基づいて諮問させていただいているものでございます。

以上でございます。

◎第10番【星卓志君】 そうすると、まだ八王子市としては、回答の成案はないということですね。

◎会長【村尾公一君】 高橋拠点整備部都市整備担当部長。

◎拠点整備部都市整備担当部長【高橋徹雄君】 現段階では、八王子市としても都の提案を是として捉えておりますので、それを手続の中で市の審議会にもお諮りしているといった趣旨でございます。

◎会長【村尾公一君】 よろしいですか。ほかに御発言ございますでしょうか。浜中委員。

◎第9番【浜中賢司君】 道路の変更ですが、もともと北西部幹線道路ですが、東京都が新たにこれの終点といいますか、八王子インターのところですが、そこから先も含めて広域道路として認定をしていただいたという経過だと思います。それは日野の方まで連携した道路になるということで、もともとは市単独の道路でしたが、それを東京都に確認していただいて広域の道路になるということで、今一部八王子市がやっている施工区間から先を東京都が施工するというので、提案をしていただきました。

そして、もう10年以上も前ですけれども、この計画が出たことに、地域の人には、ある意味、賛否はもちろんありましたけれども、道路ができるということは、生活も西部地区が厳しいところがありますから、非常に喜んだように私は感じておりました。

その中で、今度、変更になったわけですが、東京都の案件ですけれども、何か一番大きな理由というのはありますか。幅員も含めて、あるいは堀割で、地域が分断されるというような意見もあったからこそ変えたのかもしれませんけれども、そうした理由というのを、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

◎会長【村尾公一君】 清水都市整備課長。

◎都市整備課長【清水秀樹君】 理由としましては、やはり圏央道を中心として道路ネットワークの整備が進んだことですか、当然、周辺の開発計画の変更もございますけれども、もう一つは、道路の構造の技術基準の変更を踏まえまして、今回、車線数の見直しを行ったという風に理解をしているところでございます。

◎第9番【浜中賢司君】 時代が変わると、車の量が減ってくることもあるでしょう。ですから、当初の計画は相当思い切った幅員の広さもありましたから、そういう計画が変わったという御説明だと思います。

この道路について一部では、もちろん地域の方の様々な御意見がありますが、私の考えでは、西部地域にいる方というか、その地域にいる方は、インターまで行く道路と思っておりますが、実は駅からの道路という感覚もあります。八王子駅から秋川街道を通過して、北西部の方の地域に行くのですが、幅員を広げるとか改修するということはできない状況なのです。ほぼ東京都もやっていただけないわけです。そんな中でこの道路ができますと、駅から八王子インターチェンジまで道路は整備されていますから、非常に有効だということも含めて、全体的に見れば、道路整備をしていただくことは地域にとっても有効なことで、八王子市にとっても非常にありがたいことだという認識があります。

東京都がこうやって広域道路として整備していただけるということで、私は、すごく効果のある工事だし、ある意味、この諮問に対しても賛成したいということでございます。ありがとうございました。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言もないようですので、ただいまの案件についてお諮りいたします。表決の方法は、審議会運営基準第21の規定により、挙手といたします。

諮問第4号八王子市都市計画道路の変更について、原案を適当なものと認める方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎会長【村尾公一君】 挙手過半数であります。よって、本案件につきましては、原案を適当

なものと認める答申をすることに決定いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

.....
◎会長【村尾公一君】 これをもちまして、本日の会議を閉会いたしますが、最後に事務局より連絡があります。

◎【事務局】 本日は、新型コロナウイルス感染症再拡大防止への対応及び審議会の進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。次回の審議会は来年度を予定しております。引き続き、御協力をお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 では、以上で閉会といたします。

[午後2時36分閉会]